

小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて

1 内容

次の条件1～3の全てに該当するものは、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。

なお、当該倉庫が既製のものか否か、及びその構造種別は問わないものとする。

条件1 土地に定着して設置していること。(建築物の屋上に設置するものは対象外)

条件2 用途が倉庫(物置等も含む)であること。

条件3 小規模で外部から荷物の出し入れができ、かつ内部に人が立ち入らないものであること。

※小規模な倉庫とは次のいずれかのものとする。

①最高の高さが1.4m以下で、面積が2.0㎡以内もの。

②奥行きが1.0m以下かつ高さ2.3m以下で、面積が2.0㎡以内のもの。

・面積については敷地内の倉庫の合計とし、その合計面積が2.0㎡を超える場合は、敷地内の小規模倉庫全てを建築物として扱うものとする。

・寸法の測定方法は、奥行きについては、当該倉庫の壁又は柱の中心線の距離によることとし、高さについては、地盤面からの高さとする。

2 留意いただきたい事項

①建築基準法第42条に規定する道路内への設置はしないこと。

②敷地内にある建築物の通路等の避難規定や消防法等に支障がないように設置すること。

3 適用 平成28年8月1日より開始